

8月の税務カレンダー

個人住民税 普通徴収 第2期
国民健康保険税 第3期

8月13日(金)から15日(日)まで
カワサキ会計事務所はお休みします。



国税庁HP「国税における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」 その2

前号に引き続き国税庁HPのFAQより、一部抜粋してご紹介いたします。

《マスク購入費用の医療費控除の適用について》

Q 私は、新型コロナウイルス感染症を予防するために、マスクを購入しましたが、この購入費用は、確定申告において医療費控除の対象となりますか？

A 医療費控除の対象となる医療費は、

①医師等による診療や治療のために支払った費用 ②治療や療養に必要な医薬品の購入費用

などとされています。

ご質問のマスクについては、病気の感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用はこれら①②のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

《PCR検査費用の医療費控除の適用について》

Q 私は、先日、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けましたが、この検査費用は確定申告において医療費控除の対象となりますか？

A 医療費控除の対象となる医療費は、前問で説明した通りになります。

① 医師等の判断によりPCR検査を受けた場合

新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いがある方に対して行うPCR検査など、医師等の判断により受けたPCR検査の検査費用は、上記の費用に該当するため、医療費控除の対象となります。

ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象とはなりません。

② 上記①以外の場合（自己の判断によりPCR検査を受けた場合）

単に感染していないことを明らかにする目的で受けたPCR検査など、自己の判断により受けたPCR検査の検査費用は、上記のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

ただし、PCR検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については、医療費控除の対象となります。

《オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用について》

Q 私が通院している医療機関では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、オンライン診療を導入しています。

このオンライン診療においては、自宅から医師の治療が受けられるのはもちろん、診療により処方された医薬品については、医療機関から私が希望した薬局に処方箋情報が送付され、その薬局から自宅への配送もできる仕組みとなっています。

オンライン診療は大変便利ですが、この仕組みを利用するためには、以下のとおり、オンライン診療料に係る費用のほか、システムの利用料の支払いが必要となりますが、これらの支出は医療費控除の対象となりますか？

①オンライン診療料 ②オンラインシステム利用料 ③処方された医薬品の購入費用 ④処方された医薬品の配送料

A ご質問のオンライン診療に係る費用については、それぞれ次のとおりとなります。

① オンライン診療料

オンライン診療料のうち、医師等による診療や治療のために支払った費用については、医療費控除の対象となります。

② オンラインシステム利用料

医師等による診療や治療を受けるために支払ったオンラインシステム利用料については、オンライン診療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象となります。

③ 処方された医薬品の購入費用

処方された医薬品の購入費用が、治療や療養に必要な医薬品の購入費用に該当する場合は、医療費控除の対象となります。

④ 処方された医薬品の配送料

医薬品の配送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しませんので、医療費控除の対象となりません。

<コロナ禍 東京オリンピック 閉幕！>

第32回夏季オリンピック東京大会は8日夜、閉会式を行って、17日間の競技日程を終えました。この間、国内では新型コロナウイルスの感染が爆発的に拡大していく中、オリンピックの選手・関係者には厳しい行動管理を課し、安全性を確保しながらの運営となったようです。

思い起こせば、大会の1年延期や無観客での開催などオリンピックの歴史に刻まれる異例の大会となったが、コロナ感染症は収束する様子を見せない状況であり、今後の大会開催等に大いに参考となる運営経験ではなかったかと思えます。幸い、日本選手団の活躍はコロナ禍の暗いニュースの中で、明るい話題を提供してくれました。